

## ボイラー及び圧力容器安全規則、その他関係法令

○「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」（厚生労働省令第208号）が2020年12月25日に施行され、次の表のとおり改正された。

## ＜主な改正内容＞

・検査の申請等に係る押印、検査済の印など廃止された。

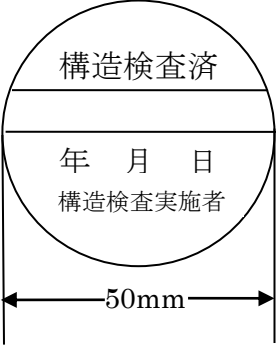


（経過措置）この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（旧様式）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものみならず。また、この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

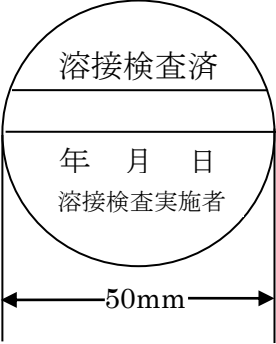
頁	改正前	改正後
8 ～ 9	（構造検査） 第五条（略）2・3（略） 4 登録製造時等検査機関は、構造検査に合格したボイラーに様式第四号による刻印を押し、かつ、そのボイラー明細書に様式第五号による構造検査済の印を押し、申請者に交付する。 5（略）	（構造検査） 第五条（略）2・3（略） 4 登録製造時等検査機関は、構造検査に合格したボイラーに様式第四号による刻印を押し、そのボイラー明細書を申請者に交付する。 5（略）
10 ～ 11	（溶接検査） 第七条（略）2（略） 3 登録製造時等検査機関は、溶接検査に合格したボイラーに様式第九号による刻印を押し、かつ、そのボイラー溶接明細書に様式第十号による溶接検査済の印を押し、申請者に交付する。	（溶接検査） 第七条（略）2（略） 3 登録製造時等検査機関は、溶接検査に合格したボイラーに様式第九号による刻印を押し、そのボイラー溶接明細書を申請者に交付する。
19 ～ 20	（使用検査） 第十二条（略）2～4（略） 5 登録製造時等検査機関は、使用検査に合格したボイラーに様式第四号による刻印を押し、かつ、そのボイラー明細書に様式第十四号による使用検査済の印を押し、申請者に交付する。 6（略）	（使用検査） 第十二条（略）2～4（略） 5 登録製造時等検査機関は、使用検査に合格したボイラーに様式第四号による刻印を押し、そのボイラー明細書を申請者に交付する。 6（略）


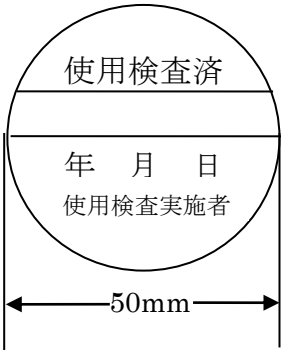


50	(構造検査) 第五十一条(略)2・3(略) 4 登録製造時等検査機関は、構造検査に合格した第一種圧力容器に様式第四号による刻印を押し、かつ、その第一種圧力容器明細書に様式第五号による構造検査済の印を押し、申請者に交付する。	(構造検査) 第五十一条(略)2・3(略) 4 登録製造時等検査機関は、構造検査に合格した第一種圧力容器に様式第四号による刻印を押し、その第一種圧力容器明細書を申請者に交付する。
52	(溶接検査) 第五十三条(略)2(略) 3 登録製造時等検査機関は、溶接検査に合格した第一種圧力容器に様式第九号による刻印を押し、かつ、その第一種圧力容器溶接明細書に様式第十号による溶接検査済の印を押し、申請者に交付する。	(溶接検査) 第五十三条(略)2(略) 3 登録製造時等検査機関は、溶接検査に合格した第一種圧力容器に様式第九号による刻印を押し、その第一種圧力容器溶接明細書を申請者に交付する。
54 55	(使用検査) 第五十七条(略)2～4(略) 5 登録製造時等検査機関は、使用検査に合格した第一種圧力容器に様式第四号による刻印を押し、かつ、その第一種圧力容器溶接明細書に様式第十四号による使用検査済の印を押し、申請者に交付する。	(使用検査) 第五十七条(略)2～4(略) 5 登録製造時等検査機関は、使用検査に合格した第一種圧力容器に様式第四号による刻印を押し、その第一種圧力容器明細書を申請者に交付する。
82	(設置報告) 第九十一条 事業者は、小型ボイラーを設置したときは、遅滞なく、小型ボイラー設置報告書(様式第二十六号)に機械等検定規則第一条第一項第一号の規定による構造図及び同項第二号の規定による小型ボイラー明細書(同規則第四条の合格の印が押されているものに限る。)並びに当該小型ボイラーの設置場所の周囲の状況を示す図面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。ただし、認定を受けた事業者については、この限りでない。	(設置報告) 第九十一条 事業者は、小型ボイラーを設置したときは、遅滞なく、小型ボイラー設置報告書(様式第二十六号)に機械等検定規則第一条第一項第一号の規定による構造図及び同項第二号の規定による小型ボイラー明細書並びに当該小型ボイラーの設置場所の周囲の状況を示す図面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。ただし、認定を受けた事業者については、この限りでない。
頁	改正前様式(旧様式)の項目(一部抜粋) 【下線部:改正に係る部分】	改正後の様式の項目(一部抜粋) 【下線部:改正に係る部分】
141	様式第20号(第86条関係) 機械等 設置・移転・変更届 事業者 職 氏 名 <u>印</u> 備考 1～9 略 10 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができること。	様式第20号(第86条関係) 事業者職氏名 備考 1～9 略 10 削除
142	様式第22号(第96条関係) 事故報告書 事業者 職 氏 名 <u>印</u> 備考 1～8 略 9 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。	様式第22号(第96条関係) 事業者職氏名 備考 1～8 略 9 削除

143	<p>様式第 23 号 (第 97 条関係) (表面) 労働者死傷病報告 事業者職氏名 <u>㊟</u></p> <p>様式第 23 号 (97 条関係) (裏面) 備考 1~7 略</p> <p>8 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができること。</p>	<p>様式第 23 号 (第 97 条関係) (表面) 労働者死傷病報告 事業者職氏名 報告書内、一部変更あり (省略) 様式第 23 号 (97 条関係) (裏面) 備考 1~7 略</p> <p>8 「国籍・地域」及び「在留資格」の欄は、第 97 条の労働者が外国人 (出入国管理及び難民認定法 (昭和 26 年政令第 319 号。以下「入管法」という。)) 別表第 1 の 1 の表の外交又は公用の在留資格をもって在留する者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法 (平成 3 年法律第 71 号) に定める特別永住者を除く。) である場合に、入管法第 2 条第 5 号に規定する旅券、入管法第 19 条の 3 に規定する在留カード又は入管法第 20 条第 4 項に規定する在留資格証明書により確認し、記入すること。</p> <p>なお、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律 (昭和 41 年法律第 132 号) 第 28 条第 1 項の規定による外国人雇用状況の届出と同様の国籍・地域及び在留資格を記入すること。</p>
144	<p>様式第 24 号 (第 97 条関係) 労働者死傷病報告 事業者 職 氏 名 <u>㊟</u></p> <p>備考 1 略</p> <p>2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。</p>	<p>様式第 22 号 (第 97 条関係) 労働者死傷病報告 事業者職氏名 備考 1 付番号のみ削除 2 削除</p>
145	<p>様式第 1 号 (第 3 条、第 49 条関係) ( ) 製造許可申請書 申請者 氏名 <u>㊟</u> 〔備考〕1~3 略</p> <p>4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。</p>	<p>様式第 1 号 (第 3 条、第 49 条関係) ( ) 製造許可申請書 申請者 氏名 備考 1~3 略 4 削除</p>
146	<p>様式第 2 号 (第 5 条、第 51 条関係) ( ) 構造検査申請書 申請者 住 所 氏 名 <u>㊟</u> 〔備考〕1~4 略</p> <p>5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。</p>	<p>様式第 2 号 (第 5 条、第 51 条関係) 申請者 住 所 氏 名 〔備考〕1~4 略 5 削除</p>
147 148	<p>様式第 3 号 (第 5 条、第 10 条~第 12 条関係) 甲 (鋼製ボイラー) ボイラー明細書 <u>右上 検査済印欄</u> 製造者名及び製造年月</p>	<p>様式第 3 号 (第 5 条、第 10 条~第 12 条関係) 甲 (鋼製ボイラー) ボイラー明細書 <u>右上 検査済印欄 削除</u> 製造者名及び製造年月</p>

	<p>工作責任者氏名</p> <p>※水圧試験圧力</p> <p>※検査場所及び検査年月日</p> <p>※<u>検査者氏名印</u></p>	<p>工作責任者氏名</p> <p>※<u>構造検査又は使用検査の別 (いずれかを○で囲む)</u></p> <p>※水圧試験圧力</p> <p>※検査場所及び検査年月日</p> <p>※<u>刻印番号</u></p> <p>※<u>検査者の所属及び氏名</u></p>
149 ↳ 150	<p>様式第3号(第5条、第10条～第12条関係)乙 (貫流ボイラー)</p> <p>ボイラー明細書</p> <p><u>右上 検査済印 欄</u></p> <p>製造者名及び製造年月</p> <p>工作責任者氏名</p> <p>※水圧試験圧力</p> <p>※検査場所及び検査年月日</p> <p>※<u>検査者氏名印</u></p>	<p>様式第3号(第5条、第10条～第12条関係)乙 (貫流ボイラー)</p> <p>ボイラー明細書</p> <p><u>右上 検査済印 欄 削除</u></p> <p>製造者名及び製造年月</p> <p>工作責任者氏名</p> <p>※<u>構造検査又は使用検査の別 (いずれかを○で囲む)</u></p> <p>※水圧試験圧力</p> <p>※検査場所及び検査年月日</p> <p>※<u>刻印番号</u></p> <p>※<u>検査者の所属及び氏名</u></p>
151 ↳ 152	<p>様式第3号(第5条、第10条～第12条関係)丙 (鑄鉄製ボイラー)</p> <p>ボイラー明細書</p> <p><u>右上 検査済印 欄</u></p> <p>製造者名及び製造年月</p> <p>工作責任者氏名</p> <p>※水圧試験圧力</p> <p>※検査場所及び検査年月日</p> <p>※<u>検査者氏名印</u></p>	<p>様式第3号(第5条、第10条～第12条関係)丙 (鑄鉄製ボイラー)</p> <p>ボイラー明細書</p> <p><u>右上 検査済印 欄 削除</u></p> <p>製造者名及び製造年月</p> <p>工作責任者氏名</p> <p>※<u>構造検査又は使用検査の別 (いずれかを○で囲む)</u></p> <p>※水圧試験圧力</p> <p>※検査場所及び検査年月日</p> <p>※<u>刻印番号</u></p> <p>※<u>検査者の所属及び氏名</u></p>



<p>153</p>	<p>様式第 5 号 (第 5 条、第 51 条関係)</p>  <p>備考 中央の空白部には、構造検査の刻印番号を記入すること。</p>	<p>様式第 5 号 (第 5 条、第 51 条関係) 削除</p>
<p>154</p>	<p>様式第 6 号 (第 5 条、第 11 条、第 12 条、第 15 条、第 60 条関係) (表面) 第 号 ( ) 検査証</p> <p>交付者名 </p> <p>様式第 6 号 (第 5 条、第 11 条、第 12 条、第 15 条、第 60 条関係) (裏面) 検査者印</p>	<p>様式第 6 号 (第 5 条、第 11 条、第 12 条、第 15 条、第 60 条関係) (表面) 第 号 ( ) 検査証</p> <p>交付者名</p> <p>様式第 6 号 (第 5 条、第 11 条、第 12 条、第 15 条、第 60 条関係) (裏面) 検査者氏名</p>
<p>155</p>	<p>様式第 7 号 (第 7 条、第 53 条関係) ( ) 溶接検査申請書 申請者 住 所</p> <p>氏 名 </p> <p>〔備考〕 1～3 (略)</p> <p>4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。</p>	<p>様式第 7 号 (第 7 条、第 53 条関係) ( ) 溶接検査申請書 申請者 住 所</p> <p>氏 名</p> <p>備考 1～3 (略)</p> <p>4 削除</p>

156	<p>様式第 10 号 (第 7 条、第 53 条関係)</p>  <p>備考 中央の空白部には、溶接検査の刻印番号を記入すること。</p>	<p>様式第 10 号 (第 7 条、第 53 条関係) 削除</p>
157 ～ 158	<p>様式第 8 号 (第 7 条、第 53 条関係) ( ) 溶接明細書 <u>右上 検査済印 欄</u> ※非破壊試験の成績 ※検査者氏名印</p>	<p>様式第 8 号 (第 7 条、第 53 条関係) ( ) 溶接明細書 <u>右上 検査済印 欄 削除</u> ※非破壊試験の成績 ※<u>刻印番号</u> ※<u>溶接検査年月日</u> ※<u>検査者の所属及び氏名</u></p>
159 ～ 160	<p>様式第 11 号 (第 10 条関係) ボイラー設置届 事業者 職 氏名 <u>㊞</u> 備考 1～3 (略) 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。</p>	<p>様式第 11 号 (第 10 条関係) ボイラー設置届 事業者 職 氏名 備考 1～3 (略) 4 削除</p>
161	<p>様式第 12 号 (第 11 条関係) ボイラー設置報告書 報告者 氏 名 <u>㊞</u> <u>[備考]</u> 1～2 (略) 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。</p>	<p>様式第 12 号 (第 11 条関係) ボイラー設置報告書 報告者 氏 名 備考 1～2 (略) 3 削除</p>

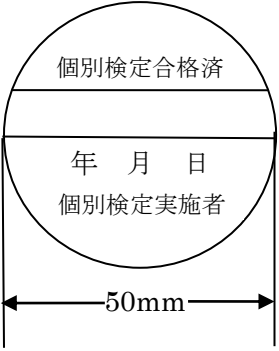
162	<p>様式第 13 号 (第 12 条、第 57 条関係) ( ) 使用検査申請書</p> <p>申請者 住 所</p> <p>氏 名 </p> <p>[備考] 1～4 (略)</p> <p>5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。</p>	<p>様式第 13 号 (第 12 条、第 57 条関係) ( ) 使用検査申請書</p> <p>申請者 住 所</p> <p>氏 名</p> <p>備考 1～4 (略)</p> <p>5 削除</p>
163	<p>様式第 14 号 (第 12 条、第 57 条関係)</p> <div data-bbox="483 443 763 794" style="text-align: center;">  </div> <p>備考 中央の空白部には、使用検査の刻印番号を記入すること。</p>	<p>様式第 14 号 (第 12 条、第 57 条関係)</p> <p>削除</p>
164	<p>様式第 15 号 (第 14 条、第 59 条関係) ( ) 落成検査申請書</p> <p>申請者 氏 名 </p> <p>備考 1～2 (略)</p> <p>3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。</p>	<p>様式第 15 号 (第 14 条、第 59 条関係) ( ) 落成検査申請書</p> <p>申請者 氏 名</p> <p>備考 1～2 (略)</p> <p>3 削除</p>
165	<p>様式第 16 号 (第 15 条、第 44 条、第 60 条、第 79 条関係)</p> <p>( ) 検査証 再交付 申請書 書 替</p> <p>申請者 氏 名 </p> <p>備考 1～4 (略)</p> <p>5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。</p>	<p>様式第 16 号 (第 15 条、第 44 条、第 60 条、第 79 条関係)</p> <p>( ) 検査証 再交付 申請書 書 替</p> <p>申請者 氏 名</p> <p>備考 1～4 (略)</p> <p>5 削除</p>

166	様式第 17 号 (第 25 条関係) 適合自動制御ボイラー認定申請書 申請者 氏 名 <u>㊦</u> 備考 1 (略) 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。	様式第 17 号 (第 25 条関係) 適合自動制御ボイラー認定申請書 申請者 氏 名 備考 1 付番号のみ削除 2 削除
167	様式第 19 号 (第 39 条、第 74 条関係) ( ) 性能検査申請書 申請者 氏 名 <u>㊦</u> [備考] 1～4 (略) 5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。	様式第 19 号 (第 39 条、第 74 条関係) ( ) 性能検査申請書 申請者 氏 名 備考 1～4 (略) 5 削除
168	様式第 20 号 (第 41 条、第 76 条関係) ( ) 変更届 事業者 職 氏 名 <u>㊦</u> 備考 1 (略) 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。	様式第 20 号 (第 41 条、第 76 条関係) ( ) 変更届 事業者 職 氏 名 備考 1 付番号のみ削除 2 削除
169	様式第 21 号 (第 42 条、第 77 条関係) ( ) 変更検査申請書 申請者 住 所 氏 名 <u>㊦</u> [備考] 1～2 (略) 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。	様式第 21 号 (第 42 条、第 77 条関係) ( ) 変更検査申請書 申請者 住 所 氏 名 備考 1～2 (略) 3 削除
170	様式第 22 号 (第 46 条、第 81 条関係) ( ) 使用再開検査申請書 申請者 氏 名 <u>㊦</u> [備考] 1～4 (略)	様式第 22 号 (第 46 条、第 81 条関係) ( ) 使用再開検査申請書 申請者 氏 名 備考 1～4 (略)



	5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。	5 削除
171	様式第 24 号 (第 56 条関係) 第一種圧力容器設置届 事業者 職 氏 名  [備考] 1～3 (略) 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。	様式第 24 号 (第 56 条関係) 第一種圧力容器設置届 事業者 職 氏 名 備考 1～3 (略) 4 削除
172 ～ 173	様式第 23 号 (第 51 条、第 56 条、第 57 条関係) 第一種圧力容器明細書 <u>右上 検査済印 欄</u> 工作責任者氏名 ※水圧試験圧力 ※検査場所及び検査年月日 ※ <u>検査者氏名印</u>	様式第 23 号 (第 51 条、第 56 条、第 57 条関係) 第一種圧力容器明細書 <u>右上 検査済印 欄 削除</u> 工作責任者氏名 ※ <u>構造検査又は使用検査の別 (いずれかを○で囲む)</u> ※水圧試験圧力 ※検査場所及び検査年月日 ※ <u>刻印番号</u> ※ <u>検査者の所属及び氏名</u>
174 ～ 175	様式第 26 号 (第 91 条関係) 小型ボイラー設置報告書 事業者 職 氏 名  [備考] 1～2 (略) 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。	様式第 26 号 (第 91 条関係) 小型ボイラー設置報告書 事業者 職 氏 名 備考 1～2 (略) 3 削除
頁	改正前	改正後
176 下段	(個別検定合格印) 第四条 個別検定実施者は、個別検定に合格した機械等について、第一条第一項第二号の明細書に様式第三号による合格印を押して個別検定申請者に交付する。	(明細書の交付) 第四条 個別検定実施者は、個別検定に合格した機械等について、第一条第一項第二号の明細書を個別検定申請者に交付する。

頁	改正前様式（旧様式）の項目（一部抜粋） 【下線部：改正に係る部分】	改正後の様式の項目（一部抜粋） 【下線部：改正に係る部分】
179	様式第1号(3)(第1条関係) 第二種圧力容器 小型ボイラー 小型圧力容器 個別検定申請書 申請者 住所 氏名 <u>印</u> [備考] 1～3(略) 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。	様式第1号(3)(第1条関係) 第二種圧力容器 小型ボイラー 小型圧力容器 個別検定申請書 申請者 住所 氏名 備考 1～3(略) 4 削除
180 ～ 181	様式第2号(4)(甲)(第1条関係) 小型ボイラー明細書(小型鋼製ボイラー) <u>右上 個別検定合格の印 欄</u> ※個別検定実施の場所 ※水圧試験圧力	様式第2号(4)(甲)(第1条関係) 小型ボイラー明細書(小型鋼製ボイラー) <u>右上 個別検定合格の印 欄 削除</u> ※個別検定実施の場所 ※水圧試験圧力 <u>※個別検定者の所属及び氏名</u>
182	様式第2号(3)(第1条関係)第二種圧力容器明細書 <u>右上 個別検定合格の印 欄</u> ※個別検定実施の場所 ※水圧試験圧力 ※個別検定者 <u>氏名印</u>	様式第2号(3)(第1条関係)第二種圧力容器明細書 <u>右上 個別検定合格の印 欄 削除</u> ※個別検定実施の場所 ※水圧試験圧力 ※個別検定者 <u>の所属及び氏名</u>
183	様式第2号(4)(乙)(第1条関係) 小型ボイラー明細書(小型貫流ボイラー) <u>右上 個別検定合格の印 欄</u> ※個別検定実施の場所 ※個別検定年月日 ※水圧試験圧力 ※個別検定者 <u>氏名印</u>	様式第2号(4)(乙)(第1条関係) 小型ボイラー明細書(小型貫流ボイラー) <u>右上 個別検定合格の印 欄 削除</u> ※個別検定実施の場所 ※水圧試験圧力 ※個別検定年月日 ※個別検定者 <u>の所属及び氏名</u>

<p>184 ～ 185</p>	<p>様式第2号(5)(第1条関係) 小型压力容器明細書  <u>右上 個別検定合格の印 欄</u>  ※個別検定実施の場所      ※個別検定年月日  ※水圧試験圧力              ※個別検定者<u>氏名印</u></p>	<p>様式第2号(5)(第1条関係) 小型压力容器明細書  <u>右上 個別検定合格の印 欄 削除</u>  ※個別検定実施の場所  ※水圧試験圧力              ※個別検定年月日  ※個別検定者<u>の所属及び氏名</u></p>
<p>186</p>	<p>様式第2号(4)(丙)(第1条関係)  小型ボイラー明細書(小型鋳鉄製ボイラー)  <u>右上 個別検定合格の印 欄</u>  ※個別検定実施の場所      ※個別検定年月日  ※水圧試験圧力              ※個別検定者<u>氏名印</u></p>	<p>様式第2号(4)(丙)(第1条関係)  小型ボイラー明細書(小型鋳鉄製ボイラー)  <u>右上 個別検定合格の印 欄 削除</u>  ※個別検定実施の場所  ※水圧試験圧力              ※個別検定年月日  ※個別検定者<u>の所属及び氏名</u></p>
<p>187</p>	<p>様式第3号(第4条関係)</p>  <p>(注) 中央の空白部には、個別検定合格番号を記入すること。</p>	<p>様式第3号(第4条関係)  削除</p>